輸出貿易管理令第11条の規定に基づく原子 力関連貨物を輸出した者が報告すべき事項

通商産業省告示第153号 平成12年3月30日

最終改正 経済産業省告示第210号 平成29年9月15日

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第11条の規定に基づき、原子力関連貨物を輸出した者が報告すべき事項を次のように定め、平成12年1月1日以降に輸出通関したものから適用する。

原子力関連貨物(次に掲げる貨物に限る。)を輸出した者は、経済産業大臣の定めるところにより、輸出貨物名、輸出貨物の性質及び形状、輸出数量、仕向地、輸出通関年月日その他必要な事項を記載した報告書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際 原子力機関との間の協定の追加議定書(以下「議定書」という。)第二条a (vi) に規定 する原料物質
- 二 議定書附属書Ⅱに掲げる特定の設備及び資材